

弟子屈町人・農地プラン検討会設置要領

第1 趣 旨

弟子屈町の農業振興に必要な担い手の確保並びに経営規模の拡大等に係る人・農地プラン（原案）の内容について検討するため、戸別所得補償経営安定推進事業実施要領（平成 24 年 2 月 28 日付け経営第 1244 号農政部長通知）第 2 の別記 1 の第 2 の（3）に掲げる検討会を設置する。

第2 検討事項

人・農地プランの内容が次の事項からみて適正なものとなっているか検討する。

- 1 担い手の育成確保に資するものとなっているか。
- 2 地域の中心となる経営体に農地の集積が図られるか。
- 3 地域の中心となる経営体の経営改善の方向性が示されているか。
- 4 弟子屈町の今後の地域農業のあり方が示されているか。

第3 構 成

- 1 検討会は次の関係機関をもって構成する。
 - （1）摩周湖農業協同組合営農課
 - （2）釧路農業改良普及センター
 - （3）弟子屈町農業委員会
 - （4）弟子屈町酪農振興会連合会
 - （5）摩周湖農協畑作振興会
 - （6）摩周湖農業協同組合女性部
 - （7）摩周湖農業協同組合青年部
 - （8）弟子屈町農林課
 - （9）その他特に必要と認める機関
- 2 検討会の開催にあたっては女性が概ね 3 割以上の構成比率となるようにする。

第4 座 長

- 1 検討会には座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任する。
- 3 座長は、検討会を総括する。

第5 検討会の開催

検討会は弟子屈町から要請があった場合及び検討会の運営上必要がある場合に開催する。

第6 議事録の作成

検討会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7 庶 務

検討会の庶務は弟子屈町役場農政担当係において処理する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。